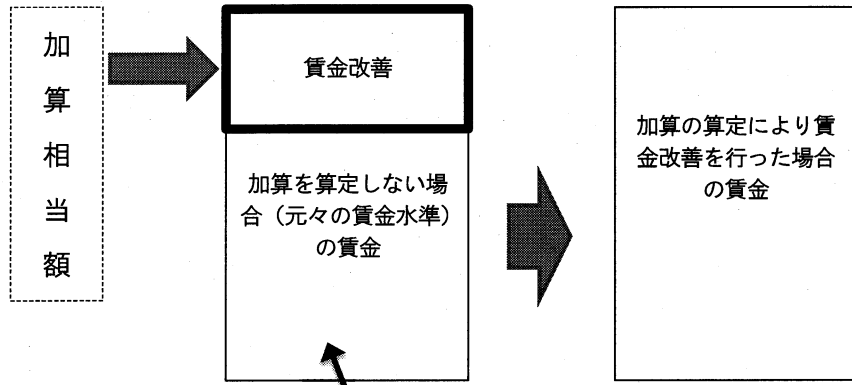


※ 「賃金改善」のイメージ



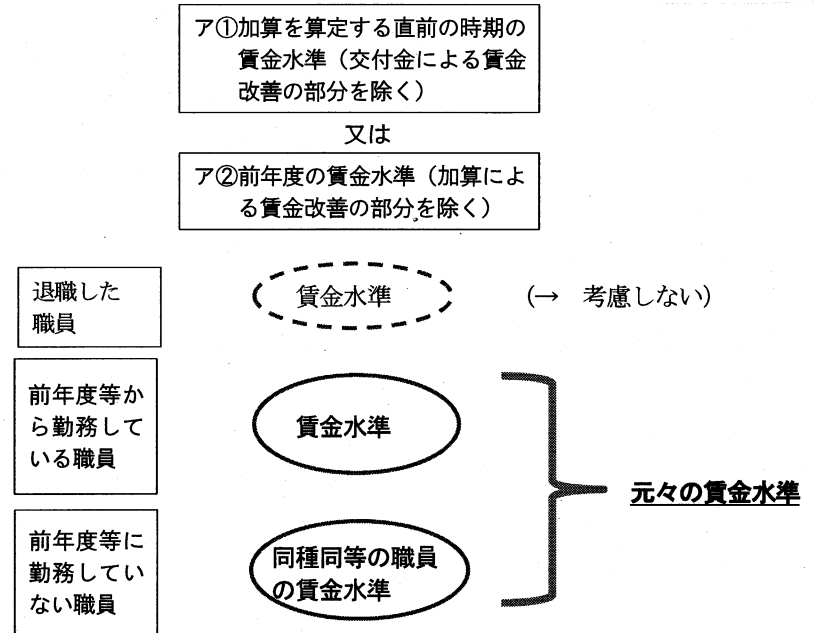
- ①加算を算定する直前の時期の賃金水準（交付金による賃金改善の部分を除く）  
 又は  
 ②前年度の賃金水準（加算による賃金改善の部分を除く）

(注1) 「賃金水準」とは、賃金の高さの水準をいう。

(注2) 「元々の賃金水準」とは、

- ア これまで加算を算定している事業所の介護職員については、  
 ① 加算を算定する直前の時期の賃金水準（交付金を算定していた事業所の介護職員については、交付金による賃金改善の部分を除いた賃金水準）  
 又は  
 ② 前年度の賃金水準から、加算の算定による賃金改善の部分を除いた賃金水準  
 のいずれかをいう。  
 また、①又は②の時期に勤務していなかった介護職員については、当該時期の当該介護職員と同種同等の職員の賃金水準をいう。
- イ これまで加算を算定していない事業所の介護職員については、前年度の賃金水準をいう。  
 前年度に勤務していなかった介護職員については、当該時期の当該介護職員と同種同等の職員の賃金水準をいう。

※ 元々の賃金水準のイメージ



(注3) 賃金改善の額には、これまでと同様、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

- これまでと同様、定期昇給等を含めた賃金改善とすることができる。
- 加算については、これまでと同様、事業者がサービスごとの加算率に基づき得た額に相当する賃金改善が行われるものであり、個々の介護職員に対する具体的な処遇改善の方法については事業者が判断するものであるため、すべての介護職員の賃金が一律に月額 27,000 円又は 15,000 円引き上がる仕組みではない。
- 今回の改定は、介護職員の離職率が高いこと、他の職員の賃金に比べて相対的に低い状況にあること等を踏まえて充実したものであることから、加算の対象は、これまでと同様、介護職員に限るものである。